

委 託 仕 様 書

業 務 名：岡東浄化センターNo. 2-1汚水ポンプ点検業務委託

履行場所：岡山市東区升田614番地11

履行期間：契約締結の日から令和8年3月27日まで

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

（目 的）

第 1 条 本仕様書は、上記業務委託の基本的内容について定める。受託者は仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に履行すること。

なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令・条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行すること。

（提出書類）

第 2 条 受託者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

契約時に提出

- | | |
|-----------|-----|
| 1. 課税事業者届 | 1 部 |
| 2. 契約書 | 2 部 |

業務着手時までに提出

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 委託業務着手届 | 1 部 |
| 2. 工程表 | 1 部 |
| 3. 業務責任者及び主任技術者届 | 1 部 |
| 4. 下請負通知書（下請がある場合） | 1 部 |

業務完了後 契約工期末までに提出

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 現場写真（A 4 カラー・工程毎） | 1 部 |
| 2. 委託報告書 | 1 部 |
| 3. 委託業務完了通知書 | 1 部 |
| 4. その他監督員の指示する書類 | 1 式 |

（業務責任者）

第 3 条 業務責任者は、監督員の監督を受け、契約の履行に関し、その運営、取締り等

を行うほか、契約に基づく乙の一切の権限（委託料額の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。

（条件変更等）

第4条 本仕様書及び図面に明示のない場合又は疑いを生じた場合等は、直ちに監督員に通知しなければならない。

（官公署その他への手続き）

第5条 この業務履行に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行する。

これらに要する費用は、特別に本市が指示・指定したもの以外はすべて受託者の負担とする。

（災害防止等）

第6条 本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中第三者に危害等を与えた場合は、受託者の責務において誠意をもって解決すること。

また、業務履行にあたり、監督員と事前に打ち合わせ等を行い、機場の運転管理に支障がでないよう努めること。

（臨機の処置）

第7条 災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。とった措置の内容は遅滞なく監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象の機器等に異常が発見された場合、軽微な異常は調整・修理を行うこと。

（業務用電力等）

第8条 業務履行に必要な電力・用水は、原則として本市が支給するが、使用に際しては、あらかじめ本市の承諾を受けること。

（有資格作業）

第9条 受託者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。

なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監

督員の承認を得ること。

(弁済復旧)

第10条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(整理整頓)

第11条 受託者は、本業務の履行期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理・整頓・後片づけおよび清掃等を行うこと。

(別契約の関連作業)

第12条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(使用工具等)

第13条 本業務の履行に使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。

ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。受託者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

(使用材料)

第14条 本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品・部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、J I S等、各種法規・規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。

設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受託者が交換すること。

受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

第15条

1. 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整

理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。

2. 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。

3. 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。

なお、特別管理産業廃棄物のある場合に限り、特記事項にて明記をする。

(石綿含有建材の事前調査)

- 第16条 1. 受託者は、本業務の対象となる建築・工作物等において、大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき石綿含有建材の事前調査を施工前に実施し、監督員に書面にて調査結果の説明を行ってから着手すること。同法第2項に基づく協力が必要な場合は監督員に通知すること。
2. 大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項に該当する業務については同規則第4項に定められた報告を受託者が行うとともに石綿事前調査結果報告システムからダウンロードした報告書を発注者へ提出すること。
3. 石綿事前調査は、環境省で定める有資格者(一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、日本アスベスト調査診断協会に登録されている者)により調査を行うこと。ただし、工作物の事前調査に際しては、対象となる工作物の専門知識を有する者をもって代わりとすることができる。
4. 大気汚染防止法施行規則第16条の5第1項に掲げる建築物等は調査対象としなない。また、石綿等が含まれていないことが明らかであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させる恐れのない作業等も同様とする。

(検査)

第17条 本業務の履行期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け、承諾を得た後に次の工程に移行すること。

また、本業務完了後、受託者は、本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。受託者は、検査員の検査に合格しない場合、遅滞なく補修または改造をして再検査を受けなければならない。

第2章 特記事項

第1節 概 要

(委託概要)

第1条 岡東浄化センターNo.2-1汚水ポンプを点検することにより、機器の延命及び維持管理の適正化をはかるもの。

(対象機器)

第2条 本業務の対象機器は下記のとおりとする。

・No.2-1 汚水ポンプ 1台

形式 : 立軸渦巻斜流ポンプ

型式番号 : CFV800

製造番号 : AP172839

製造者 : (株)西島製作所

口径 : 800mm

全揚程 : 19m

吐出量 : 87m³/min

・No.2-1 汚水ポンプ電動機 1台

形式 : かご形三相誘導電動機

型式番号 : VED-NNR

製造番号 : 1A5009RJ2

製造者 : (株)明電舎

出力 : VVVF400～138kW

電圧 : VVVF400～280V

周波数 : VVVF60～42Hz

(業務内容)

第3条 本業務の内容は下記のとおりとする。

(1) No.2-1 汚水ポンプ点検工 1式

○交換部品

品名	仕様等	数量	単位
ボールベアリング	7334BDB	1	組

ローラーベアリング	NU232	1	個
マルゴムパッキン	NBR	1	個
マルゴムパッキン	NBR	1	個
マルゴムパッキン	NBR	1	個
オイルシール	NBR	1	個
オイルシール	NBR	1	個
V リング	NBR	1	個
V リング	NBR	1	個
シールスリーブ		1	個
メカニカルシール		1	個
ボールワッシャー		1	個

○作業内容

- ・受注者が作業前に第2ポンプ棟地下一階スクリーン室の流入ゲートを全閉にし、ポンプ内の汚水を排水した後に作業を行うこと。点検整備完了後は、受注者が流入ゲートを全開にし、電動機とともに総合的な実負荷試運転をおこなうこと。
- ・ポンプの整備については、メーカー技術員の立会指導のもと作業をおこない、点検整備後に運転状況の確認（軸受温度、振動、騒音測定等）を行い、メーカーによる報告書を提出すること。
- ・インペラ、ケーシング等摩耗損傷が予想される箇所について点検を行うこと。
- ・点検前に所定の電動機回転数による流量等運転状況を記録し、点検整備後には点検前以上の十分な性能を発揮していることを確認すること。
- ・必要箇所について軸芯の狂いがないかダイヤルゲージ等を用いて確認を行い、必要であればメーカー基準値以内に調整を行うこと。
- ・監督員およびメーカー技術員が指定する箇所について給脂、清掃および調整をおこなうこと。
- ・その他必要な処置

(2) No.2-1 汚水ポンプ電動機点検工 1 式

○交換部品

品名	仕様等	数量	単位
ベアリング	NU228EMCM	1	個
ベアリング	7326A	1	個

○作業内容

- ・固定子スチーム洗浄、真空乾燥

- ・固定子ワニス含浸及び仕上げニス処理
- ・回転子スチーム洗浄、真空乾燥
- ・回転子仕上げニス処理
- ・回転子動バランス調整
- ・ダイヤル温度計校正試験
- ・フレーム外周吸着音板脱臭清掃手入れ
- ・スペースヒーター着脱、清掃手入れ
- ・V リング取替
- ・その他必要な処置
- ・点検整備完了後は、ポンプとともに総合的な実負荷試運転を行うこと。
- ・点検前に所定の電動機回転数による流量等運転状況を記録し、点検整備後には点検前以上の十分な性能を発揮していることを確認すること。

(3) 共通事項

- ・点検時期および手順については、施設の運転管理に支障を来たさぬよう監督員と協議のうえ決定すること。
- ・点検・整備において必然的に発生する軽微な修理および上記以外の消耗品取替は本業務に含むものとする。但し本業務範囲で対応できない修理箇所が見つかった場合は速やかに監督員に報告しその指示に従うこと。